

こみゅーと

「コミュニティユニオン東京」ニュース NO-059号 2014年10月25日
 170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5F
 TEL 03-3946-9277 FAX 03-3943-0936 E-mail staff@cutokyo.jp
<http://www.cutokyo.jp/> 「こみゅーと」ラテン語で「流れを変える」
 「こみゅーと」のバックナンバーをホームページで読めます

秋の組織拡大前進めざし地域ユニオン学習交流集会開く

東京地評は10月11日(土)、ラパスホールで地域ユニオン学習交流集会を37人の参加で開きました。先の大会で組織拡大・強化、地域ユニオン推進を位置づけ、CU東京支部の確立など、非正規労働者が結集できる個人加盟組織の確立・支援を確認。拡大月間にむけ交流をはかりました。

◇「期待が高まっています」

森田議長が挨拶



森田東京地評新議長は「非正規労働者が増加する中で、一人でも入れる地域ユニオンに対する期待が高まっています。同時に労働組合に組織した方に対して行われるべき『労働者教育』が伴わないと、労働組合の財政や運動に対する理解の欠落による問題が惹起するという新たな状況も起きており、こうした課題を克服する必要性が生まれています」と挨拶しました。

◇「貧困問題と地域ユニオンの役割」

寺間さんが講演(学習会議)

寺間さんは、労働者をめぐる状態について、労働相談でパワハラの伸びが大きく、ブラック化現象、法違反がまかり通り、結果として労働者・国民の貧困化がすすみ、2013年にワーキングプアが1100万人を超えたこと。労働の規制緩和について、労働時間を緩和し使い捨て労働の常態化をねらわれ、「残業代ゼロ」で長時間労働に歯止めがなくなり、さらに解雇奨励へ転換に、「労働移動支援助成金」の大企業への拡充を指摘。再提案された派遣法は、期限なく派遣労働者を使い続けられるとのべました。

対抗軸としての地域ユニオン運動について、コミュニティユニオンなど様々な名称で呼ば

れ、「新しい労働組合」は多数の労働者を結集した力を背景にしなくても労働法制や裁判など駆使し、労働者勝利をかちとり、労働組合の歴史に新しいパターンをつくりだした。使い捨て企業に対する労働基準局の調査に、対象の約8割の企業が何らかの法違反を見出したとの報道に反発は聞こえず、労働法への社会の意識の変化が見られ、労働法の教育の必要性、労働法の市民への浸透という転換期にあり、高校生へのアンケートにも教育の効果はみえること。最後に、東京のユニオン運動への期待をのべ、政策や法制度をどう変えていくか。未組織労働者の組織をすすめ、社会的存在をどう広げていくか。反貧困運動との連帯、次の担い手をどう育てていくかが課題と結びました。

◇地域ユニオンの奮闘で月間の成功を

新宿一般の保科委員長が、組織拡大の三つの要因（・労働相談の受皿機能の発揮、・二重加盟による協力組合員の拡大、・地域協力組合員の拡大）と題し特別報告しました。千代田、渋谷、練馬、江東、文京、世田谷、江戸川、葛飾から発言、交流を深めました。最後に菊池組織局長は地域ユニオンの奮闘で月間の成功をとまとめで閉会しました。



CU渋谷支部100人突破レセプション開く 次期大会を144人の到達で迎えよう！

9月27日、CU渋谷支部は「100人突破記念レセプション」を30人の参加で開きました。



寺川委員長の司会で、冒頭にDNP争議の橋場さん、JMI UHOYA支部の後藤さん、JAL原告の斉藤さんが報告と決意を、熊田書記長が経過報告、結成大会以来、倍々の目標、学習会・地域宣伝・交流会・レクリエーションなど数々のとりくみを多くの協力で達成。100人突破土台に、CD「ボクたちの宣言」の普及と前進を確認しました。

来賓は作曲家の森拓治さん、東京地評事務局次長の寺下さん、CU本部副委員長の高島さん、書記次長の高木さん、新宿区労連事務局長の屋代さん、新宿一般委員長の保科さん、渋谷民商副会長・事務局長さん、CU文京の山田さん、区労連加盟のJMIUニッタン支部、勤医会支部代々木分会、あかつき印刷、日赤医療センターの皆さんのあいさつ。最後に、CU渋谷の組合員8人が、思いや拡大とCD普及への決意をのべ激励を受けました。

CU渋谷副委員長の伊藤さんが沖縄民謡「ていんさぐぬ花」、区労連副議長の原田さんがカンツォーネ「オー・ソレ・ミーヨ」を披露し盛り上げました。

一人でも入れる組合があること・・・ 反響よんだ渋谷支部の活動 東京地評大会で海崎さん発言

渋谷支部は1人でも加入できる地域の労働組合、未組織労働者の組織化に取り組んできました。前大会以降毎月の執行委員会をはじめ、学習会やレクリエーション、秋と春に20人の拡大目標を掲げ、区労連加盟・未加盟組合へのオルグ、対象者に働きかけ連続して目

標達成、6月第3回大会まで目標72人を超過、80人の組織を築きました。未組織労働者の労働相談に応え、団体交渉などで一定の解決をはかっています。零細企業では解決水準で困難が増えています。

区労連の未組織宣伝、渋谷春闘共闘会議や区内の共同宣伝に積極的に参加、協力組合員は、労組以外に民主団体の有力者も加入、協力を広げ、CU東京ここにありを訴えてきました。組織拡大の課題は今年度はさらに倍化の144人目標に、既に100人を突破、昨日100人突破記念レセプションを開きました。

私は3月まで日赤医療センターの看護師でした。第一労組一組合員として数年間活動する中でCU東京渋谷支部と出会い、少しでも役に立つならと協力組合員として加入しました。退職までの3年間内科処置室に勤務、月4～5回程診察前の問診を担当。驚いたことは働き盛りの男性や若者の患者が非常に多く、朝倒れた・電車の中で一瞬わからなくなった・フラフラする・ボーっとする・・・などの症状。よく聞いてみると、食べていない・休んでいない・長時間勤務。おかしくならぬわけがありません。解熱剤を飲んで仕事に行く、その繰り返し、悪化しないわけがありません。話を聞いてとても辛かった。時に処置室で点滴をする方がいます。話しを聞くと過酷な労働、胸が張り裂けそうになる。看護師としての助言、「休まないで・食事しないと・眠らないとだめですよ」などの言葉はもはや無意味。言葉がみつからない。時にはブラック企



業ホットラインやホームページの話をしたことも。パンフレットをポケットに忍ばせ、でも1度も渡せなかった。病院にかかれる人はまだいい。どれだけの人が耐え忍んでい

るのかと思うととても苦しかった。

4月退職後、労働学校を始め様々な学習会や行動に参加。労働組合の歴史や役割を学習、産業別・企業別組合が発展し引っ張ってきたことが今につながって・・・日赤第一労組も組合員は少ない中で団交・ストを決行、全日赤に医療センターありの闘いをしています。でも、その外で組合も知らず苦しんでいる圧倒的多数の未組織労働者はどうなるのだろうと考えたとき、産別・企業別労働組合だけでは限界があると感じました。

日本の労働組合加入者の組織率17.7%過去最低。ほとんどが企業組合で大企業が多く。100人以下事業所の組織率はわずか1%。圧倒的多数が未組織労働者。労働法制改悪がねられ、労働者に未来はあるのかと思います。

だからこそ圧倒的多数の未組織労働者を組織化し結集し、危機にある労働組合を大きく発展させなければ、それをできるのが組織化された労働者の力です。産別・企業別組合員みなさんに呼びかけます。是非協力会員として加入してほしい。ベテラン活動家のみなさん、お子さんや周囲の若者達で非正規雇用の人、派遣の人、多いと思います。1人でも入れる組合があることを知らせ加入をすすめてほしい。協力組合員になり支援していただきたい。

9月21日赤旗日曜版にディオジャパンの子会社で働く若者が労働組合を結成した記事、彼女たちは「労働組合なんて解雇通知をうけるまで知らなかった」「個人では何もできない。若い人達はすぐとこがなかった。労働組合は求められている」。コミュニティユニオンが大きくなることが求められています。

労働組合の存在さえ知らず、1人で悩む労働者、会社の仕打ちと闘い続ける仲間をなんとか励ましたい、そんな思いから労働者を励ますCD「ボクたちの宣言」が完成。期待と賛同が広がり、9月25日赤旗に報道されました。労働者が幸せに暮らせる社会への希望を描く「あすは光を」、名ばかり店長の過酷な実態

を描く「がんばるよ」、すべての労働者に団結を呼びかける団結マーチ「ボクたちの宣言」。

皆さんのお力で大きく広げてほしい。

この間の運動は「労働組合の社会的役割」がカギで、実践すれば必ず前進できる、それを確信にしてCU東京渋谷支部はこれからも頑張っまいます。(海崎さんの発言から)

中期構想を展望し 来年の大会まで144人

熊田書記長は、学習交流集会で、CU渋谷支部は中期構想の展望として、来年の6月の大会までに144人の到達目標にしています。当面、500人とし、組織建設を具体化の計画を検討することにして



執行体制と運動への役割を位置づけ。区労連活動でも先頭に立っています。{地域の取り組みは自覚したものがやらなければ始まらない}と学習と実践で確信にしてと発言しています。

こうとう支部200人で大会 12月には200人達成集会

こうとう支部は9月27日、第6回定期大会を、200人を突破し開きました。来賓として平山副委員長、江東区労連、仲里弁護士、そえや区議があいさつ、裁判闘争、パワハラ・残業代未払い、自動車共済について発言、討論後、方針案、予算案が採択されました。大会は新役員を代表して新野好雄新委員長の「社会の環境改善、労働条件改善のために奮闘しよう」とあいさつ、団結ガンバロウで閉会しました。新役員は委員長・新野好雄、副委員長・小倉一男、清水啓子、中村元、書記長・川村好正、書記次長に松井優希の各氏、執行委員、会計、会計監査を選出しました。200人突破記念集会を12月13日(土)に開催予定です。

《Q&A》 労働組合がなぜ必要か

No.3

連載

(前号「こみゅーと」No.58のつづきです)

3、労働者の権利と生活を守るには「社会的強制」が必要です

現代社会（資本主義社会）の労使関係は、「対等」にならない原理が働いています。「資本」に対して「労働」は「労働者間の自由な競争関係（賃金の安売り競争）」にあり、さらに資本との関係には「契約の自由」の原理が働き、さらに「資本間の自由競争」があることで、「賃金労働条件の劣悪化」は避けられません。

*労働者の健康と寿命を破壊する資本の果てしない搾取欲を制限できるのは「社会による強制」だけである（マルクス）。「自由競争は、資本主義的生産の内在的な諸法則を、個々の資本家に対して外的な強制法則として通させる」「“大洪水よ、わが亡きあとに来たれ！”、これがすべての資本家およびすべての資本家国家のスローガンである」「資本は、社会によって強制されるのでなければ、労働者の健と生命に何らの顧慮も払わない」「労働日数の制限法（工場法）は、資本の責め苦から自分たちを守るために労働者が勝ちとった「社会的バリケード」」「時間は人間発達の場である」資本論

労働者の人権否定や労働条件の劣化を防ぐには「社会的強制」（「労基法」「最賃法」などの強行法規）が必要です。現在の労働法は、戦前の「軍国主義」が「勤労者の貧困、無権利」と結び付いたという反省に立って、日本国憲法の基本理念を実現するために定められました。

憲法25条の「生存権」に関する基本原則は労基法第1条1項に反映されています。



憲法27条は、第1項で「国民の勤労の権利、義務を定め」これにより「雇用保障、失業対策」についての国の責務を定めて

います。第2項は、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件の基準」について、労基法、最賃法などの労働保護立法の制定を命じています。



戦後の労働法制成立は、憲法制定と結び付いています。憲法14条と労働法の平等原則（労基法3条、4条）、憲法18条と労基法5条（強制労働の禁止）など。

このように、労働法規は「契約自由の原則」を修正し、「社会的強制」となって労働条件の「最低基準」を守っています。「1週40時間、1日8時間労働」の原則（基準法32条）、「最低賃金法」（東京888円）、「過失責任の原則」は労働災害の使用者の無過失責任の負担（労基法75条）など。

労働基準法

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

○2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

○2 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

第四条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

CU東京副委員長 平山和雄